

自動車税の減免(社会福祉事業の用に供する自動車)について

社会福祉法人が所有する自動車(※1)で、もっぱらその事業(第一種及び第二種社会福祉事業)の用(※2)に供する自動車は、申請により自動車税が全額免除されます。

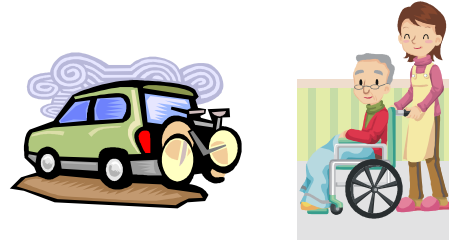
※1 社会福祉法人の所有に限ります。リース自動車や個人が所有する自動車は対象にはなりません。

※2 利用者を送迎するなどの社会福祉事業に直接使用していること。職員の研修や事務等は対象にはなりません。

申請に必要な書類

- 1 減免申請書(様式第110号の2)
- 2 法人の登記簿謄本
- 3 法人の定款の写し
- 4 運行計画表または運行実績表
- 5 法人の設立認可書の写し
- 6 車検証の写し(車検証が電子車検証である場合にはその写し又は自動車検査証記録事項の写しでも可)
- 7 納税通知書(定期課税分の申請に限る)

※ 申請にあたっては、書類の提出を省略できる場合があります。



申請の受付期間、申請先

1 現在所有している自動車

※賦課期日(当該年度の4月1日午前0時)時点で

減免要件(社会福祉法人が所有する自動車で、かつ、もっぱらその事業の用に供する自動車)に該当していることが条件です。

- 申請の受付期間
4月1日から納期限まで(納期限を過ぎた場合には、翌年度分の減免申請として受付します。)
- 申請先

受付時間8:30-17:15	電話	住所	管轄区域(車検証上の住所地)
水戸県税事務所	029-221-6605	〒310-0802 水戸市榑町1-3-1(水戸合同庁舎1階)	水戸市、笠間市、小美玉市、 茨城町、大洗町、城里町
常陸太田県税事務所	0294-80-3314	〒313-8666 常陸太田市山下町4119(常陸太田合同庁舎1階)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
行方県税事務所	0299-72-0482	〒311-3893 行方市麻生1700-6(行方合同庁舎1階)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦県税事務所	029-822-7205	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26(土浦合同庁舎第1分庁舎1階)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、 つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西県税事務所	0296-24-9190	〒308-8511 筑西市二本成615(筑西合同庁舎1階)	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、 坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

2 これから登録する自動車

- 申請の受付期間
登録日から30日以内
- 申請先

受付時間8:30-17:15	電話	住所	登録ナンバープレート
水戸県税事務所自動車税分室	029-247-1297	〒310-0844 水戸市住吉町292-10(ナンバーセンター水戸2階)	水戸・常陸太田・行方県税事務所の管轄区域 (水戸ナンバー)
土浦県税事務所自動車税分室	029-842-7812	〒300-0847 土浦市卸町2-1-5(ナンバーセンター土浦2階)	土浦・筑西県税事務所の管轄区域 (土浦・つくばナンバー)

記載例(みほん)

様式第110号の2

自動車税減免申請書 (障害者に係るもの以外のもの)													
茨城県			県税事務所長 殿			※1 発信年 月 日							
			年 月 日提出			通信日付印			確認者				
登録番号	水戸300さ1234												
申請者 (納税義務者)	住所	水戸市笠原町978-6											
	氏名	社会福祉法人 茨城会											
	個人番号又は法人番号※2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
所有者 又は使用者 ※3	住所												
	氏名												
減免を申請する年度 及び納税通知書番号		年度		納税通知書 番号		第		号					
自家用又は事業用の別		自家用				事業用							
減免を受けようとする理由		介護サービスの送迎に利用するため											
摘要													

※1 欄は、記載しないこと。

※2 欄は、定期課税に係る自動車税の減免申請をする場合にのみ記載すること。また、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

※3 欄は、所有者又は使用者が納税義務者と異なる場合に記載すること。

注 1 災害減免申請

- (1) 申請期限 災害を受けた日の属する月の末日から2月以内
- (2) 添付書類等
 - (ア) 市町村長又は警察署長等の公の機関の発行した災害を受けたことを証明する書類
 - (イ) 災害を受けた自動車について、修繕のために支出した金額の明細及び災害を受けたことにより保険金、賠償金等によって補てんされる金額を証する書類
 - (ウ) 共有している自動車については、摘要欄に共有者について記載すること。

2 社会福祉法人の減免申請

- (1) 申請期限 普通徴収によるものにあつては納期限、証紙徴収によるものにあつては登録申請の日から30日以内
- (2) 添付書類 (ア) 当該法人の登記事項証明書 (イ) 当該法人の設立許可書の写し (ウ) 当該法人の定款の写し (エ) 当該自動車の運行実績を証する書類の写し又は今後の運行予定表の写し (オ) 自動車検査証の写し(証紙徴収の場合に限る。)

減免申請を登録申請の日の翌日以降に行う方(申請前に納付済の方)へ

還付金の口座払いを希望する場合は、以下に納税義務者ご本人の預金口座を記入のうえ、減免申請を行ってください(納税義務者が個人の場合、受取口座を選択してください)。

【受取口座(個人のみ)】

- 公金受取口座を利用する(口座情報の記入不要) ※事前にマイナンバーへの公金受取口座登録が必要です。
- 以下の振込口座を指定する

_____ 銀行(金庫・組合) _____ 店・所 預金種別 (1 普通) ・ 2 当座)

(フリガナ)

口座番号 _____ 口座名義人 _____